

NEWS LINE

証券会社関連の動向	01
証券関連業務に関する行政の動き	01

JIPs LINER

令和8年度税制改正大綱の概要 (リテール分野への影響)について	02
------------------------------------	----

PICK UP TOPICS

—証券トレンド—	
注目度が高まるプライベートデットについて	04

JIPs FOCUS

デジタル資産関連業界団体について ～設立の動きとその役割・期待・課題	05
---------------------------------------	----

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

大手証券業績 2025年4月から12月までの大手証券5社の決算で、純営業収益が前年度同期比9%増加(2/5)

—ラップ口座やM&Aが好調で、大和やSMBC日興、みずほが同期間で過去最高を記録

ファンド事務 三菱UFJ信託銀行は、ファンドのバックオフィス業務を代行する事業に参入(1/30)

—不動産やインフラ、PE、VC向けファンドを手がける特別目的会社(SPC)の事務を受託へ

店舗開設 NTTドコモは、ドコモショップでマネックス証券の口座開設申し込みができるサービスを開始(1/28)

—証券外務員資格を持った店員が35店舗で対応し、全国へ順次展開

AI行員 三菱UFJフィナンシャル・グループは、行員と一緒に業務を担うAIエージェントを1月から順次実装(1/27)

—スピーチライターや中途社員の問い合わせへの応答など、特定の20業務でAI行員を装備する

新興ファンド 東海東京証券は、スタートアップに投資する50億円規模のファンドを組成(1/26)

—グループのVCとゆうちょ銀行が出資し、東海地方のアーリー・ミドル段階の新興企業に資金供給

ファンド資産管理 SBIホールディングスはプライムプロカー業務を行う米証券会社に出資(1/21)

—日本で合弁会社を設立し、クラウド技術を活用した機関投資家向け資産管理業を進める

DeFi活用 英ロンドン証券取引所グループは、デジタル決済基盤の「LSEG DiSH」を立ち上げ(1/17)

—デジタル証券やFX取引の決済プラットフォームとして24時間利用可能

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・令和7年資金決済法改正に係る告示(案)等に対するパブリックコメントの実施について(1/21)

—特定信託受益権の裏付け資産として運用可能な債券の指定(告示)

—電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る規定の整備(事務ガイドライン)

—銀行及び保険会社並びにその子会社等に係る規定の整備(監督指針)

・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)の公表について(1/19)

—預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第五次審査のメソッドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するもの

・スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル(1/9)

—経済産業省資料より

✓スタートアップ育成5か年計画の進捗

✓資金供給の課題(シリーズAギャップ、レイターステージ資金不足など)

✓官民ファンドの役割整理

—金融庁資料より

✓資産運用立国の文脈でのスタートアップ支援

✓GP/LP制度、投資信託・私募ファンド制度の改善方向

✓成長資金供給のための制度整備の方向性

—スタートアップ協会・スタートアップエコシステム協会資料より

✓事業会社CVCの活性化

✓IPO市場の改善

✓人材・資金の流動性向上

◆ 令和8年度税制改正大綱の概要(リテール分野への影響)について

2025年12月19日、自由民主党及び日本維新の会において「令和8年度税制改正大綱」が取りまとめられました。大綱に記載されているもののうち、金融・証券税制等としてリテール分野への影響が考えられる事項の概要を取りまとめます。

1. NISA 制度の更なる利便性向上

NISA制度の更なる利便性向上として、以下の措置が講じられます。

(1) つみたて投資枠の対象年齢見直し

NISA口座開設可能年齢の下限を撤廃し、未成年者には未成年者用のつみたて投資枠として所謂「こどもNISA」が2027年以後の各年に設けられます。

この「こどもNISA」の年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円となりますが、払出しには一定の制限が課せられます。

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件*の下、 12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※資金の用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

出典:金融庁「令和8(2026)年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」

(2) 対象商品の拡充等

- ① つみたて投資枠の対象となる指数に「読売株価指数」及び「JPXプライム150指数」が加わります。
- ② つみたて投資枠対象の公募株式投資信託について、指定指数に連動しない公募株式投資信託の要件が「主に株式又は公社債に投資するもの」(現行は「主に株式に投資するもの」となります。
- ③ つみたて投資枠における売買手数料はゼロとなっているところ、定期売却サービスに限り、サービスに通常必要と認められる手数料の徴収が可能となります。

(3) 所在地確認の手続きの簡素化等

金融商品取引業者等が定期的に行うNISA口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置が廃止となります。

廃止に伴い、金融商品取引業者等においてNISA口座を開設している居住者等の住所等の変更の有無等を確認し、その変更の可能性のある居住者等から一定期間内に非課税口座異動届出書の提出等がなかった場合には、当該口座に上場株式等を受け入れないこととする等の運用上の対応を行い、その年の当該口座に係る非課税口座年間取引報告書にその旨を記載する必要が生じます。

2. 施行日等

(1) 本改正の施行日等

本改正の施行日は2026年4月1日(1. (1)は2027年1月1日)と考えられます。
金融商品取引業者等におきましては、本改正に関わる業務フローなどについて必要に応じて見直しなどをご検討ください。

3. その他事項

(1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の追加

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものが加わります。

(2) 税法上の本人確認方法の追加

個人番号を証する書類の範囲に、特定在留カード等(在留カード又は特別永住者証明書(在留カード等)とマイナンバーカードを一体化したカード)が加わります。

(3) 防衛特別所得税(仮称)の創設及び復興特別所得税の改正

2027年以後の当分の間、防衛特別所得税(税率1%)が課せられます。
これにより、復興特別所得税の税率が1.1%(現行2.1%)に引き下げられますが、2037年までであった課税期間が2047年までに延長されますので、実質的な税負担増加が考えられます。
なお、具体的な計算方法や納付方法等については大綱に明記されていないため、今後公表される法令あるいは税務当局からの通知等をご確認いただく必要がございます。

(4) 検討事項について

「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化」については、令和5年度税制改正大綱より引き続き検討事項とされました。

本記事では割愛させていただいた「暗号資産取引に係る課税の見直し」において、金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引業(仮称)を行う者に対して特定暗号資産(※)の譲渡等をした場合の譲渡所得等については分離課税とし、分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については3年間の繰越控除を可能とし、先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に暗号資産デリバティブ取引(特定暗号資産に係るものに限る。)に係る雑所得等を加える措置が講じられます。

今後の税制改正大綱において「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化」及び上場株式等との損益通算(特定口座への受け入れを含む)への進展が期待されます。

(※) 特定暗号資産

金融商品取引法上の規制対象となる暗号資産で、国内の暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産などが該当するものと考えられます。

※本資料は、2026年2月現在で公表されている情報に基づいて、弊社がとりまとめたものです。
制度の詳細は各種法令・公表資料をご確認ください。また、今後公表される各種情報により上記内容が変更となる場合があります。

◆ 注目度が高まるプライベートデットについて

資産運用において、中長期のパフォーマンスを向上させる為、非上場株式、インフラや不動産などのオルタナティブ投資に注力することが運用会社のトレンドの一つになっている。近年、企業や事業に直接資金を貸し出すプライベートデット(以下、PD、プライベートクレジットとも呼称される)もその一つとして注目されている。

最近の動向として、2026年1月にKKRがアジアの保険会社や公的年金基金、政府系ファンドなどから25億ドルを調達してアジア太平洋地域の企業に融資するPDファンドを組成したことや、年金基金や保険会社などが長期の安定収益を求めてPDファンドへの投資を検討する動きが伝えられている。また、野村証券などにおいても、富裕層向けに運用利回りの高いオルタナティブ投資の一つとしてPDファンド商品の取り扱いを始めている。

PDファンドは、主に信用力の低い中堅・中小企業を対象に直接融資を行う仕組みで、米国を中心に借り手企業と投資家の裾野が広がってきた。この2年間で大きく増加し、現在では運用資産が3兆ドルを超えると推測されている。引き続き米国がその中心であるが、欧州やアジアなどの案件増加も目立つようになった。

PDが成長した背景として、米国では金融規制の強化を受けて中堅・中小企業へのローン事業から撤退する金融機関が増え、その受け皿となっている面がある。また、投資家側のニーズとして、債券などの他のデットアセットと異なり市場の影響を受けにくく、機関投資家などの長期投資需要が増えていることも挙げられる。

ファンドのスキーム概要は下図に示したが、貸付の形態は相対ローンで金利は変動金利となっており、クレジットリスクが高い企業への貸付けなのでスプレッドは高めに設定されている。また、期間は7~10年程度と長めとなり、クローズドエンドなので途中の解約は原則行われぬ。課されるコベナンツ(借り手の財務内容に

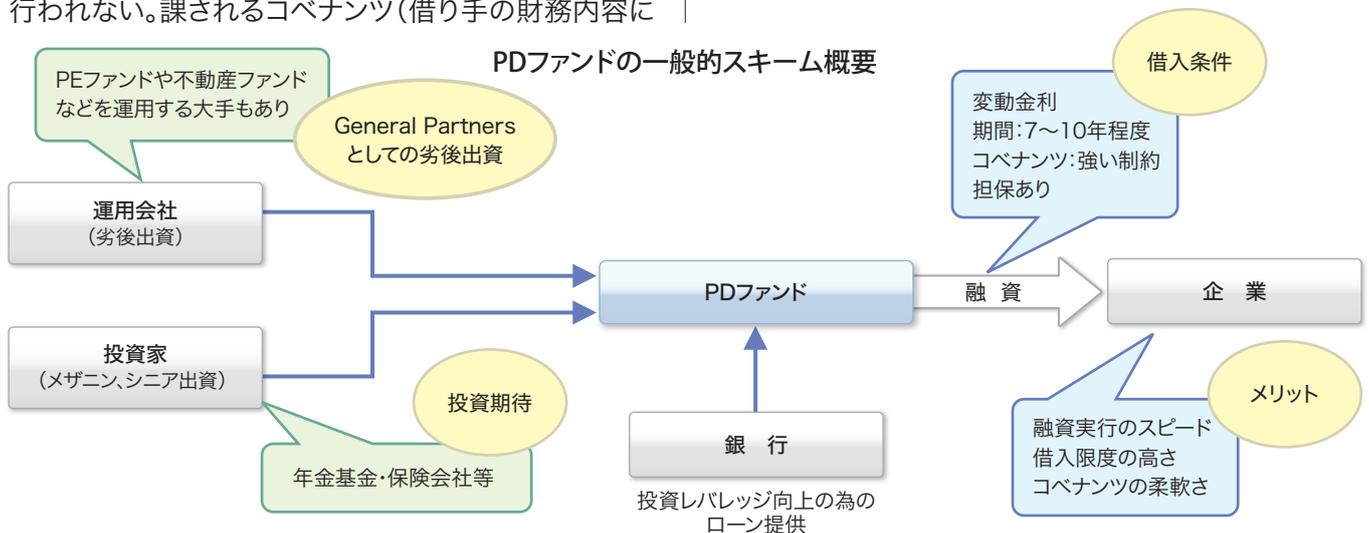
関する制約)で借り手の状況を把握してリスクをコントロールしようとしており、担保も必要となっている。

PDファンドの運用実態については、現在のところ投資家の期待する年間10%程度の運用利回りを達成するファンドが多く、長期で比較的高利回りの運用実績を示していると評されることが多い。また、米国における貸付先のデフォルト率については、以前が2~3%程度とハイイールド債やレバレッジローン程度とされていたが、2024年以降は上昇傾向となり、一部には貸付先選別の動きが出始めている。

なお、PDの構造としては既存の銀行システムに代わって融資先の企業や事業に対して信用力を供給しているといった面があるが、リーマンショック以降、強化されている金融規制を避けるプライベートファンドなどのシャドールンに対して各国金融当局の警戒感は強まっている。その為、米SECは2024年以降段階的に①四半期報告②監査の義務付け③運用者の活動制限④特定投資家への流動性や情報提供の優遇を原則禁止⑤フェアネスオピニオンの取得と開示を義務付け、などの規制を導入した。日本の動向については、オーバーバンクと評される金融機関の低い預貸率問題があり貸し手過剰感があつたが、最近では預貸率が改善しているようで、PDに対する年金基金や生命保険会社の注目度も高まっている。一方、日本の運用会社におけるPDファンドへの取組みは、PDの流動性リスク・評価モデルの確立が難しいことから、海外PDファンドを取り入れるファンド・オブ・ファンズ方式で組成されており、高い利回りが求められる毎月分配型公募投信などで利用されている。

PDファンドは、PEやインフラ・不動産との関連性も高く、オルタナティブ投資拡大の中で今後組成が本格化することが期待されている。

PDファンドの一般的スキーム概要



◆ デジタル資産関連業界団体について ~ 設立の動きとその役割・期待・課題

■ デジタル資産関連の急速な発展と業界団体設立の動き

■ 業界が目指すデジタル資産業務発展の可能性について

■ 業界団体としての取組・役割について

■ 投資家を意識した業界団体の情報発信について

■ デジタル資産関連の急速な発展と業界団体設立の動き

ビットコインで利用が始まったブロックチェーン技術が投資資産のデジタル化を進め、WEB3.0時代に向けて新たな金融商品の組成や取引スキームへの活用が増加した今、デジタル資産の注目度が高まっている。その為、各種のデジタル資産に関する業界団体が立ち上げられ、その活動が活発になっている。

最近では、2025年12月24日に日本デジタル分散型金融協会が設立され、大手証券や金融機関、大手暗号資産取引業者、監査法人、運用会社などが参加している。同協会の設立目的は、国内におけるデジタル技術及びブロックチェーン技術を基盤とするデジタル分散型金融ビジネスに、業態を跨る横断的な意見集約等を推進し、業界の健全な発展に寄与するとしている。取り上げるテーマとして、暗号資産ETF・DeFi (Decentralized Finance:分散型金融)・ステーブルコイン・ノンカストディアルウォレット・セキュリティトークン/RWA(Real World Assets:現実資産)トークンがある。

デジタル資産関連の業界団体(以下、略称で記載)の概要を下表に示した。設立の背景は以下となる。

2009年にビットコインの取引が始まり、既存の金融システムに頼らない資金の受け渡しが可能となった。当初は仮想通貨と呼称され、若者を中心に利用が拡大し数多くの仮想通貨が発行されていたが、これらを規制するような法制度は各国とも整っていなかった。

2014年、日本に拠点を置く当時最大の仮想通貨取

引所と言われていたMt.Goxが、不正アクセスによる約85万ビットコイン(当時のレートで約480億円相当)の消失を公表して破綻したことを受け、法制度整備の必要性が関係者間で高まった。一方でブロックチェーンを利用した低コストで迅速な新しい決済システムへの期待は高く、金融商品に限らず様々な資産のデジタル化が想定されていた。その中でJBAが設立され、2016年の資金決済法改正で仮想通貨取引所の登録制・顧客資産分別管理・AML義務(マネロン対策)が導入される中、JCBAやBCCCの設立も相次いだ。

世界に先駆けて仮想通貨に対する法制度整備が実施されたことを受け、仮想通貨取扱業者の業界団体としてJVCEAが設立され自主規制団体となった。2019年の資金決済法・金融商品取引法(以下、金商法と表記)改正では、仮想通貨の呼称を暗号資産と変更し、一部トークンの金融商品性や暗号資産デリバティブ規制を明確化した。この改正を受けて、証券会社や金融機関によりJSTOAが設立され、セキュリティトークン(デジタル証券)の投資家への仲介や資金調達に関する自主規制を定めている。

その後も法制度の整備・改革は進み、ステーブルコインの発行主体や保全ルールの整備(2022年:資金決済法改正)、不動産トークンへの販売勧誘規制の適用(2023年:金商法改正)、暗号資産等取引に係る仲介業制度の創設(2025年:資金決済法改正)等が行われている。

自主規制団体

デジタル資産関連業界団体の概要

業界団体名	略称	設立年	主目的	参加者数	主な構成員	主な機能
ブロックチェーン協会	JBA	2014年 9月	ブロックチェーン普及	150	技術企業・交換業者	政策提言、税制改正要望、暗号資産ETF解禁
日本暗号資産ビジネス協会	JCBA	2016年 4月	暗号資産ビジネス環境整備	160	交換業者・金融機関	政策提言、税制改正要望、関連ガイドライン作成
ブロックチェーン推進協会	BCCC	2016年 4月	ブロックチェーン推進	116	技術企業・非金融企業	実証実験、勉強会、海外団体との連携
日本暗号資産等取引業協会	JVCEA	2018年 3月	暗号資産交換業の自主規制	39	交換業者・資金移動業者	自主規制、統計調査、情報提供、税制改正要望
日本STO協会	JSTOA	2019年10月	セキュリティトークン分野の健全な発展	67	証券会社・金融機関	自主規制、政策提言、税制改正要望、統計調査
日本セキュリティトークン協会	JSTA	2019年10月	セキュリティトークン普及	69	STO企業・金融機関	技術研究、応用・普及活動、情報発信
日本デジタル分散型金融協会	JDDA	2025年12月	DeFi推進	36	DeFi関連企業、金融機関	政策提言、実務検討

■ 業界団体としての取組・役割について

デジタル資産に係る業界団体の主な取組や役割として、①業界や業務拡大のために行う政策提言、並びに政府・与党などへのロビー活動や広報活動を行うこと②デジタル資産投資支援のため、取引に係る税制改正要望を取りまとめること③公平で透明性の高い市場形成や投資家保護のための法制度整備を受けて、実務的な対応について自主規制ルールを定め参加者の遵守に努めること(自主規制団体として金融庁の認可が必要)④業界の実態を把握するため、取引に関する統計調査を行い、参加者から情報を収集して課題を調査すること⑤業者と投資家などの裁判外の紛争解決手段として金融ADR制度への対応、などがある。

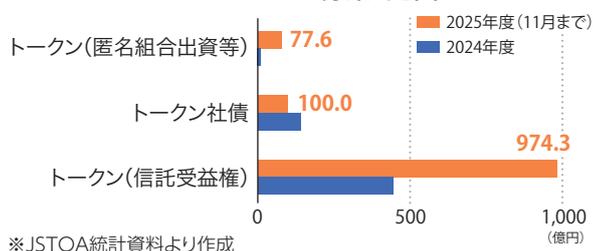
以上を組織的・継続的に行っていくためには、必要な人員の確保と組織運営の為の経済基盤が必要になる。主力参加企業からの出向は行われているものの、専門性の高い人材確保は必須であり、その為のコストは参加者からの会費や業界団体が行う資格試験等の事業収益で賄うことになる。例えば、デジタル資産に係る業界団体ではないが、日本証券業協会は現在370人超の人材を抱える規模となり、その収入についても令和6年度は106.7億円で、内訳は年会費等が69%、研修や資格試験などの事業収入が19%、助成金が5%等となっている。

デジタル資産関連の業界団体は、数こそ多いものの活動年数は浅く、活動を行うための財務基盤も弱いため、提言や税制改正要望などは複数の団体で行うことも多い。特に投資家の関心が高い税制改正要望については業界全体の要望であるが、今般、令和8年度税制改正大綱において以下の事項が掲げられた。

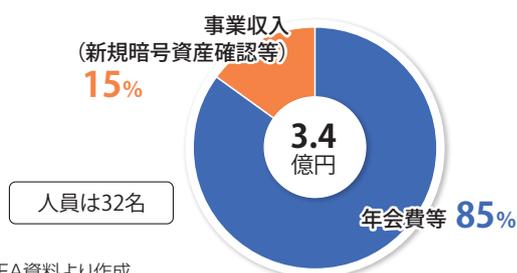
- ◇暗号資産取引業を行う者に対して特定暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る)の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率で課税
- ◇特定暗号資産取引で生じた損失について、3年間の繰越控除(特定暗号資産取引に限る)が可能(※以上2項目は、2026年に予定される暗号資産関連の金商法改正を前提として、2028年から適用予定)
- ◇先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、特定暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等を加える。

さらに業界団体ごとの税制改正要望を見てみると、暗号資産取引等に関しては、JVCEAとJCBAが共同で①暗号資産やウォレットの種類を区分せず、現物取引・デリバティブ取引共に20%の申告分離課税の導入及び3年間の繰越控除②暗号資産を寄附・贈与した場合の税制の明確化と合理化③相続により取得した暗号資産に係る評価・取得費についての税制上の整備④暗号資産同士を交換したタイミングでは課税しないこと⑤営利目的で継続的に売買していない暗号資産については、保有期間や目的に応じた課税方法の再検討を行うこと、を要望している。また、デジタル証券に関するものとしてJSTOAは、①配当及び収益分配金に関する所得を配当所得とする②譲渡益に関する所得を譲渡所得として申告分離課税とする③譲渡損益を上場株式等との損益通算の対象とする④譲渡損失の繰越控除を可能とする⑤特定口座への受入れ⑥簡便な相続税評価が可能となるよう取扱いの明示、を要望している。

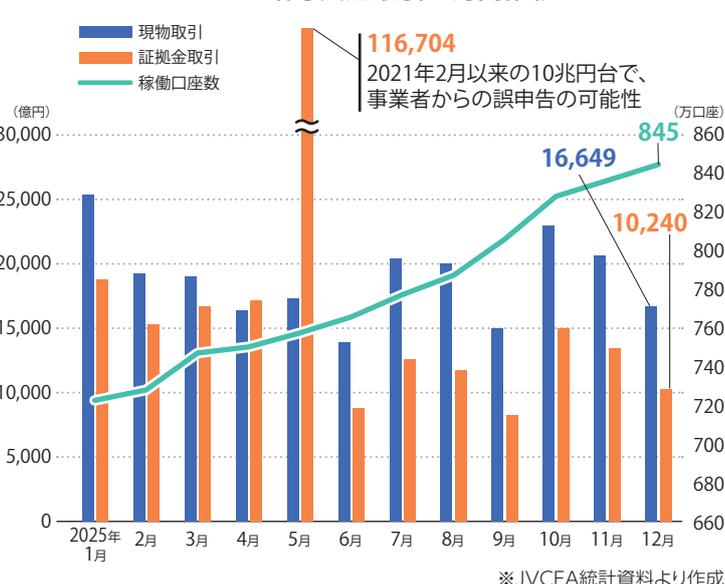
トークンの募集・売出し



JVCEAの令和6年度収入等



暗号資産取引の月間推移



■ 業界が目指すデジタル資産業務発展の可能性について

デジタル資産関連業界にとって、業界の新たな発展の為に必要な事項を業界内外でワーキングチームを組成して検討を行い、政策提言として政府や与党に伝えていくことも重要である。税制改正要望以外では次の様なテーマが取り上げられている。

◇**暗号資産ETFの実現(JCBA)**：暗号資産現物のETFは、2024年に香港や米国で取引が始まって以降現在18兆円相当の暗号資産が積みあがっており、最大のもはブラックロックが運営するiShares Bitcoin Trustで全体の7割を占めている。日本においても2024年10月に業界横断的な国内暗号資産ETF勉強会において、「国内における暗号資産ETF等の組成等に向けた提言」が公表されている。主要な暗号資産について、金商法の改正を前提に2028年から申告分離課税とされる予定だ。これを受けて日本においても暗号資産現物のETF上場が現実味を帯びている。野村やSBI系列の運用会社においては、2028年の上場を目指した検討が伝えられている。

◇**デジタル証券の流動性向上(JSTOA)**：デジタル証券が目指すところは、既存の金融商品と同様な投資家の利便性を確保することだ。2023年12月には大阪デジタルエクスチェンジ(ODX)で公募の信託受益権を取り扱うPTSがスタートし、PTS取扱銘柄については申告分離課税が実現している。しかし、現状は銘柄が不動産流動化商品に限定されており、取引も小規模だ。今後は、対象資産を社債や航空機リース、インフラファンドなどに拡大していくことが期待され、流動性向上についてはマーケットメーカーの本格導入が検討されている。また、決済基盤は現在Progmatやibet for Finが利用されているが、証券会社によって異なるため基盤間の相互運用や標準化が必要とされている。

◇**NFT・RWA(JCBA)**：NFT(非代替性トークン)は、Web3.0において注目度が高く、当初はアート作品等の高額取引に使われ一部には投機的な動きもあったが、社会的な実装段階に入ってきた。現在は、機能やファンコミュニティの形成に価値を置く利用法が定着しつつあり、ふるさと納税の返礼品として宿泊や現地体験に利用できるもの、交通インフラ企業や通信大手が利用履歴の証明、ファンコミュニティの会員証として活用する事例もある。今後は、不動産や高級時計・ワイン等の所有権、利用権といったRWA(現実資産)との連携や、ウォレットや暗号資産を利用しなくてもクレジットカードやSNSログインで簡単にNFTを取得・利用できるインフラが標準化されることが期待されている。

◇**DAO(JCBA)**：Decentralized Autonomous Organizationの略称で分散型自立組織と訳され、組織運営をスマートコントラクト上で実行していくことも可能とされている。従来はネット上のグループだったものが、2024年4月から合同会社型DAOが可能となり、法人格が持てるようになって契約や銀行口座開設などが可能になっている。企業や知財保有者が参加しやすくなったが、現状はまだ実証実験段階のようで、地方創成やコミュニティ中心に増加しているものの実務面におけるルール整備が課題である。

これらは各業界団体のワーキングで情報収集や実務的な面を中心に検討が行われ、政策提言もされているが、一部の項目では先進性や革新性が中心になっていることも否めない。Web3.0時代に国際的な動きに遅れないことも大事であるが、目指すところが金融商品並みの利便性であれば、相応の投資家・利用者保護の仕組みを想定してガイドラインなどの実務指針を積み上げていくことも重要である。

デジタル資産業界の政策提言から何う発展の可能性について

各業界団体による政策提言

財務省、金融庁、経済産業省などの行政
取引所、与党税調、自民党デジタル社会推進本部web3PTなど

令和8年度税制改正大綱で、金商法改正を前提に2028年から主要暗号資産に関して申告分離課税や損失繰越が可能となることが予定された。
(※その他の提言で主なものは以下のとおり)

暗号資産ETF (JCBA)	デジタル証券 (JSTOA)	NFT・RWA (JCBA)	DAO (JCBA)
国内における暗号資産ETF等の組成等に向けた提言	ODXでPTSが稼働しているが、流通市場としては初期段階	バブル期から社会的実装段階へ	期待は大きいものの法制度やルール共通化が必要
大手運用会社による組成への動きが顕在化	対象資産の拡大やインフラ整備などが今後の課題	インフラの標準化が必要	海外動向を見ながら実務面検討段階か

■ 投資家を意識した業界団体の情報発信について

今後、社会のデジタル化が一層進むことが予想され、投資対象となるデジタル資産が増加する可能性が高い。また、ステーブルコインなどの普及やDeFiを使った投資サービスの浸透などが、一層のデジタル資産投資を後押ししていくことも考えられる。そのため、業界団体は今後、実装段階として始まっているデジタル資産取引に関する実態を把握し、実務対応を整理・標準化して、業界や業者の実態について投資家に分かり易く伝えていく努力を継続していくことが重要な役割となるだろう。この情報発信の基盤となる業界団体の取組みについては、次のようなことが考えられる。

◇取引実態の把握(統計資料など): 現在、暗号資産についてはJVCEAが取引高・口座数・証拠金残高・建玉残高・取引上位暗号資産を月次で公表している。また、個別の暗号資産やステーブルコインに関する概要書やグリーンリスト(4社以上が取り扱っている暗号資産)は、JVCEAのHPから一般投資家もアクセスすることが可能となっている。デジタル証券については、JSTOAが統計資料を纏めているが発行スキームによる募集・売出し・販売の金額と件数に限定されており、セカンダリーに関するものはまだ準備されていない。デジタル証券の対象は不動産流動化商品と社債に限定され、まだ市場立ち上げ段階ともいえるが、将来的にはデジタル証券の時価情報(気配値を含む)などの情報開示が望まれる。

◇課題の抽出: JVCEAは2024年度の事業報告において、法制度対応、金融犯罪対策の強化、セキュリティリスク管理の強化、審査・監査体制の充実、組織運営の課題に取り組んでいることを表明した。加えて今後は、業界構造の多様化や国際情勢の変化への対応も必要としてい

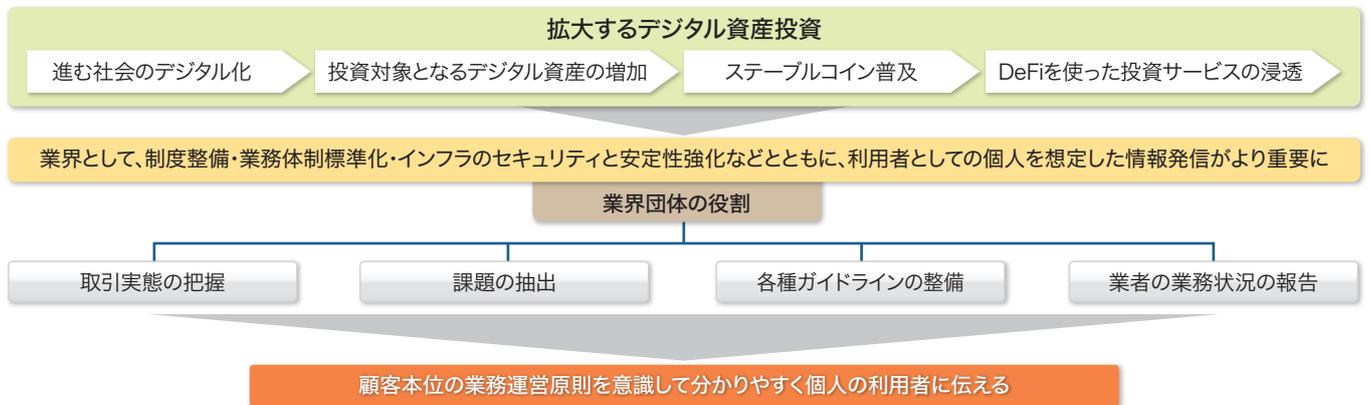
る。JSTOAは2025年度事業計画の中で、発行市場に係る課題の洗い出しと対応策、PTSの制度整備、電子記録移転権利等の利用促進、ST市場の活性化などの検討を挙げている。暗号資産に関しては、DeFiの取組みが多様化している影響やハッキング対策でシステム管理・運用が複雑化しており、業界としての対応が必要になっている。デジタル証券に関しては実証段階から脱皮するために投資家を意識した対応が最も重要ではないだろうか。

◇ガイドラインの整備: JVCEAのガイドラインは、暗号資産の取引等(主に対顧客)、顧客の資産管理、システム安全管理、勧誘や広告、マネロン及びテロ資金供与対策、従業員服務、などに関わるものが整備されている。JSTOAのガイドラインについても概ね同じであるが、こちらは現在のところデジタル証券が主体なので、引受や募集、外務員資格や登録(デジタル証券の販売に必要)に関するものが加わる。ガイドラインは実務に関わることなので、顧客と業者の情報格差が大きいデジタル資産取引においては、個人レベルまで理解できることが望まれる。

◇業者の業務状況の報告: 日本証券業協会では、HP上で協会員の「証券会社の業務及び財産の状況に関する説明書」(年次)を公表しており、個人でもアクセス可能となっている。デジタル資産を取扱う業者についても同様の公表が望ましく、個人はSNS等の不確かな情報に頼らずとも利用する業者の比較や選択に役立つ。

今後、暗号資産投資も含めて金商法で整備していくことが予定されており、デジタル資産の取扱業者についても顧客本位の業務運営原則の遵守が求められることになる。そのため、業界団体は上記の各項目について一般個人レベルにあわせた情報発信を行っていくが必要になるだろう。

業界団体の情報発信について



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部
 URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号
 【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221
 E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

NTT DATA Group

●掲載される情報は日本電子計算(株)(以下JIP)が信頼できると判断した情報源を基にJIPが作成・表示したものです。その内容及び情報の正確性、完全性、適時性については、JIPは保証を行っており、また、いかなる責任を持つものでもありません。●本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。●本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はJIPに帰属し、事前にJIPへの書面による承諾を得ることなく本資料および複製物に修正・加工することは固く禁じられています。また、本資料およびその複製物を送信、複製および配布・譲渡することは固く禁じられています。●JIPが提供する証券・金融業界情報、市場情報は、あくまで情報提供を目的としたものです。以上の点をご了承の上、ご利用ください。